

大阪市  
浄配水施設監視制御設備整備事業

入札説明書

令和8年4月

大阪市

# 目 次

第1 総則	1
1 事業名称	1
2 公共施設等の管理者の名称	1
3 担当部局	1
4 本書の位置付け	1
第2 事業内容に関する事項	2
1 事業目的	2
2 事業期間	3
3 事業方式	4
4 事業の範囲	4
5 事業場所	4
6 事業者の収入	4
7 債務負担行為の設定	5
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 選定の方法	5
2 募集及び選定スケジュール	5
3 入札参加者の構成及び参加資格要件	6
(1) 入札参加者の構成	6
(2) 入札参加者の参加資格要件	6
4 入札への参加手続き等	11
(1) 入札説明書等の公表日	11
(2) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表	11
(3) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出	12
(4) 入札参加資格確認結果の通知	13
(5) 関連資料の配付	13
(6) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明	14
(7) 現場確認	14
(8) 入札説明書等に関する意見交換の実施	16
5 事業者の選定手続き等	16
(1) 技術提案書の提出	16
(2) 技術対話の実施	17
(3) 技術提案書の改善案	17
(4) 大阪市PFI事業検討会議の開催	18
(5) 技術提案書の入札参加資格確認結果の通知	18
(6) 技術提案書の採否に対する理由の説明	18

(7) 予定価格 .....	19
(8) 入札書の提出 .....	19
(9) 開札の日時及び場所 .....	20
(10) 落札者の決定 .....	21
(11) 審査結果の公表 .....	21
(12) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し .....	21
6 落札者決定後の手続き .....	21
(1) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (経済安全保障推進法) に基づく届出及び審査への対応について .....	21
(2) 基本協定の締結 .....	22
(3) S P C の設立 .....	22
(4) 落札者による事前準備行為 .....	23
(5) 事業契約の締結 .....	23
(6) 契約保証金の納付等 .....	23
(7) 事業計画書(案)の提出 .....	23
7 入札参加にあたっての留意事項 .....	23
(1) 入札説明書等の承諾 .....	23
(2) 入札参加に係る費用 .....	23
(3) 公正な入札参加の確保 .....	24
(4) 入札保証金 .....	24
(5) 入札の辞退 .....	24
(6) 使用言語、単位及び時刻 .....	24
(7) 守秘義務対象資料等の配付 .....	24
(8) 提出書類の取扱い .....	25
(9) 市からの提供資料の取扱い .....	26
(10) 入札の無効 .....	26
(11) 入札の中止 .....	26
(12) 低入札価格調査 .....	27
(13) 価格による失格基準 .....	28
(14) その他 .....	28
第4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 .....	29
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	29
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	29
3 その他の措置及び支援に関する事項 .....	29

## 第1 総則

### 1 事業名称

大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業

### 2 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 坂本 篤則

### 3 担当部局

大阪市水道局工務部設備課（以下「担当部局」という。）

住所：〒559-8558

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

TEL：06-6616-5551

メール：kanshi-pfi@suido.city.osaka.lg.jp

### 4 本書の位置付け

大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、大阪市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定に際して公表するものである。

入札説明書及びその関連書類（以下「入札説明書等」と総称する。）は、次の（1）から（8）までの書類（補足資料、市ホームページへの掲載により公表した等これらに対する質問回答書、その他これらに関して市が発出した書類を含む）により構成される。

今後、入札説明書等の変更が必要となった場合、市は入札説明書等の改訂版を公表する。

なお、本入札説明書において指定する各様式については、（7）大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領及び様式集（以下「提案書作成要領及び様式集」という。）を使用すること。

- （1）入札説明書
- （2）大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業契約書（案）（以下「契約書（案）」という。）
- （3）大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- （4）大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- （5）大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画（以下「モニタリング基本計画」という。）

- (6) 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- (7) 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領及び様式集（以下「提案書作成要領及び様式集」という。）
- (8) 関連資料（守秘義務対象資料を含む。）

## 第2 事業内容に関する事項

### 1 事業目的

市の浄水施設と配水施設（以下「浄配水施設」という。）の運転管理については、施設ごとに設置している監視制御設備により設備の運転状況の監視や操作、自動制御等を行っている。当該監視制御設備は、これまでその更新に合わせて遠隔管理化を図り、運転管理の集中化に係る取り組みを順次進めてきており、令和元年度には全ての浄配水施設の運転管理を総合水運用センターから行える環境にすることで、浄配水施設の一元管理を実現しているところである。

将来にわたり、総合水運用センターでの少数精鋭の運転管理体制を持続しつつ、今後さらに効率的な運用を進めていくためには、オペレーターの負荷を軽減する取り組みや事故の未然防止に向けた新技術の導入、近年増加している大規模災害時の信頼性向上への取り組みなど、様々な課題解決に向けた施策の実施が必要不可欠である。

本事業は経年更新時期を迎える浄配水施設の監視制御設備の更新に合わせ、これら課題の解決に向けた様々な技術を取り入れることで事業継続性の向上を図るものである。

#### ア システムの機能統一によるオペレーターへの負荷軽減

監視制御設備はこれまで個別に構築してきたため、オペレーターは複数のシステムを使いこなす必要があり、特に緊急時などにおいては複数のシステムを正確かつ迅速に使いこなさなければならない状況となっている。

また、人事異動時に新たに担当するオペレーターが操作を習得する際にも時間を要するなど、オペレーター育成の面においても課題を抱えている。

今回、システムを全面的に更新し、システムの機能統一を図ることで、操作性の統一によるオペレーターの負荷軽減を実現するとともに、オペレーターの育成を早期に行える環境を整備する。

#### イ 運転支援をはじめとする新技術導入を見据えたシステム構築

総合水運用センターの少数精鋭のオペレーターは複数系統に跨る浄水処理施設を安定的に運転管理する必要があり、迅速かつ正確な対応が求められる。今後のベテラン職員の退職等の動向を踏まえ、これまでベテラン職員が経験で培ってきたコツやカンといったノウハウの技術継承の面が大きな課題となっている。本事業では、AI技術をはじめとする新たな技術の導入を見据えたシステム構築を行うことで、将来オペレーターの支援に寄与する新技術等が開発され、導入が可能となった際にも、容易に導入できる環境を構築する。

#### ウ バックアップ機能の構築

近年増加している風水害等の災害では、浸水や停電といったインフラ施設への影響が数多く発生しており、市においてもこのような災害リスクに対する信頼性向上に向けた対策は急務となっている。

今回、大規模災害等、万一の場合に備え、指揮命令系統の中枢を担う総合水運用センター機能にかわるバックアップセンター機能を他の場所にも構築することで災害対策機能の強化を図る。

#### エ 情報通信ネットワークの強化

近年増加している大型台風等では特に架空電線の切断等による停電や通信回線の切断が数多く発生しており、情報通信ネットワークの更なる強化が急務である。加えて、このようなシステムでは不正アクセスによる情報漏洩やシステムダウンによる施設への甚大な影響が生じるリスクも考えられるため、これらサイバーテロに対するセキュリティ対策についても更なる強化が必要である。

今回、情報通信ネットワークに新たに無線通信を導入することで、更なるネットワークの信頼性強化を図るとともに、セキュリティ対策の面では閉域ネットワークでのシステム構築など、現行のセキュリティレベル以上に保つことを基本とし、近年のサイバーテロ等の動向を踏まえ、サイバーテロの行為の手段として使用されることを防止するため、法に基づく新たな枠組みにも対応するなど、セキュリティ面の更なる信頼性強化を図る。

#### オ 管理を視野に入れた整備計画提案による事業の実施

監視制御設備は、これまで設計と施工、維持管理をそれぞれ分割して実施していたため、ライフサイクル全体を見据えた最適化の面で課題を抱えていた。

本事業は3箇所の浄水場の監視制御設備等を一体で、設計と施工から維持管理まで一括して事業範囲とするPFI事業として実施することで、事業者は設計段階から施工、維持管理までの全体期間を見据えた事業計画の検討を可能とし、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮による業務品質の確保及びライフサイクルコストの抑制を図る。

## 2 事業期間

### ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間（以下「本事業期間」という。）は、契約日（令和9年11月（予定））から、令和35年3月31日（以下「本事業終了日」という。）までとする。

業務開始日以降に、事業契約が解除され、又は終了した場合は、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

業務の開始日は令和9年11月（予定）とする。

なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

### イ 設計・施工期間

詳細は契約書（案）に示す。

### ウ 維持管理期間

各設備の引渡し後から15年間とする。

### 3 事業方式

本事業は、事業者が事業対象設備の計画業務、設計業務、施工業務を行った後、設備の保有権を市に移管したうえで、事業者が設備の維持管理業務を行う、設計・施工・維持管理の一括事業である。

### 4 事業の範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。

#### ア 計画業務

事業計画書の作成、実施体制の確保等

#### イ 設計業務

要求水準書に基づく設計施工内容に関する詳細事項の検討及び確認並びに実施設計図書の作成等

#### ウ 施工業務

実施設計図書に基づく機器製作据付、電気配管配線工事、試運転調整、撤去工事等

#### エ 維持管理業務

本事業で整備する設備の保守点検、修繕、オンコール等

#### オ その他の業務

本事業の実施状況の監視（セルフモニタリング）

業務履行に関する検査への対応

本事業を履行するために必要な届出

なお、ア～エの業務にオの業務は含まれるものとする。

事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

### 5 事業場所

本事業を実施する主な場所は、次のとおりとする。詳細は要求水準書に示す。

柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び水道局庁舎

### 6 事業者の収入

市は、本事業における設計業務、施工業務に対する業務対価及び維持管理業務に対する業務委託料を支払う。

なお、計画業務及びその他の業務についてはこれらに含まれるものとする。

また、物価変動への対応については、長期契約に伴うリスク分担の観点から、業務対価等の改定を市と事業者で協議のうえ行う方針とする。

改定の基準時点については、入札書提出時点とし、その他の方法等の詳細は、契約書（案）に示す。

#### ア 設計業務及び施工業務に対する業務対価

市は、事業者に対して、設計業務及び施工業務に係る対価を設計・施工期間中に会計年度ごとの市の予算の範囲内において市が認定した出来高に応じて支払う。ただし、下記

(ア) から (イ) までの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

(ア) 各会計年度の支払いは、出来高予定額の 10 分の 9 を上限とする。

(イ) 設計業務及び施工業務完了時の市への引渡しの際に、それぞれの業務の出来高予定額の全額の支払いを行う。

#### イ 維持管理に対する業務委託料

市は、事業者が要求水準書に基づき作成する維持管理業務計画書の内容に対して、当該年度の維持管理業務の実施状況に応じた業務委託料を支払う。

### 7 債務負担行為の設定

本事業の予算措置として、次のとおり債務負担行為を設定している。

債務負担行為限度額 26,502,000 千円（税込み）

## 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 選定の方法

総合評価一般競争入札方式とする。

なお、本事業は政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用される。

### 2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおり行う予定であり、その詳細、変更等については、市のホームページ掲載等により公表する。

時 期（予定）	内 容
令和 8 年 4 月～6 月	・入札公告 ・入札説明書等に関する質問及び意見等の受付 ・参加表明書の受付 ・参加資格確認申請書の受付 ・入札説明書等（入札参加資格者の構成及び参加資格要件）に関する質問及び意見等の回答公表
令和 8 年 6 月	参加資格確認結果の通知及び関連資料の配付
令和 8 年 7 月	入札説明書等（上記以外）に関する質問及び意見等の回答公表

令和8年7月～ 令和8年10月	現場確認
令和8年10月	技術提案書の提出
令和8年12月	技術対話
令和9年1月	技術提案書の改善案の提出
令和9年3月	入札書の提出
令和9年6月	落札者の決定及び公表
令和9年6月～9月	経済安全保障推進法に基づく審査
令和9年11月	事業契約の締結

※入札参加の状況によっては、技術対話及びその後の一連の日程を変更する場合がある。

### 3 入札参加者の構成及び参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成

本事業の入札参加者は、単体企業又は2以上の法人を構成員とする法人のグループ（以下「入札参加者」という。）とする。

#### (2) 入札参加者の参加資格要件

市の入札参加資格審査において、次に掲げる条件の全てに該当し、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、入札参加資格確認基準日以降において入札参加者が以下の参加要件を満たさないこととなった場合（様式5-1）、市は当該参加資格を取り消すことがある。

#### ア 単体企業で参加する場合

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業許可を有すること。

(イ) 設計・施工について、平成23年度以降、上水道又は工業用水道の浄水場における処理能力10万m<sup>3</sup>/日以上施設全体に係る監視制御設備工事の施工について、建設業法における「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」（共同企業体としての場合は代表者に限る）として、自社にて設計・施工（施工中は除く）の実績を有していること。ただし、機能増設工事および補修工事は施工実績から除く。

(ウ) 設計期間について、次のA～Bの条件を満たす設計技術者を配置できること。

設計技術者とは、管理技術者、照査技術者、及び担当技術者をいい、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

A 管理技術者及び照査技術者は、(A)～(D)の資格のいずれか一つを有していること。外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定を受けていること。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時には当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札参加資格を得るためには入札書提出期限日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- (A) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門（選択科目を「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
  - (B) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」又は「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
  - (C) 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）に上記（A）・（B）と同程度の知識及び技術を有する者と認定されていること。  
者
  - (D) R C C M（電気電子部門又は上下水道及び工業用水道部門）の資格を有し、登録を受けている者
- B 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、直接雇用関係を有していること。
- (エ) 施工期間について、次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること。
- A 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく技術者を配置できること。
  - B 専任の技術者を配置できること。ただし、現場が稼働していない期間については専任を要しないものとする。
  - C 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証するものを有する者であること。
  - D 常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、参加資格確認申請書提出時において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
  - E 本事業は、機器の工場製作を含んでおり、工場から現地へ工事現場が移行する際に、監理技術者の変更を認める。  
工場及び現地での配置予定技術者は共に、本項A～Dの条件を満たしていること。
- (オ) 本事業において整備する監視制御設備に対して、災害時及び故障時等で緊急対応が必要な場合、対応可能な技術者（提携する企業の技術者含む）を本設備設置場所へ6時間以内に配置できること。
- (カ) 大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。

- (キ) 消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (ク) 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていないこと。
- (ケ) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (コ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当しないこと。
- (サ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び P F I 法第 9 条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。
- (シ) 経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと。
- (ス) 上記（シ）の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の種類完成工事の年平均が「0」でないこと。
- (セ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。
- (ソ) 経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。

#### イ 共同企業体で参加する場合

- (ア) 共同企業体の代表者は本事業のうち、施工を担当するものとし、代表者が入札参加資格確認の申請及び入札手続きを行うこと。  
 なお、構成員全員及び発注者の承認により、代表者を変更できるものとする。
- (イ) 2 者以上で自主結成すること。
- (ウ) 入札参加者は参加表明書の提出時に代表者を含む構成員の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- (エ) 代表者は、3（2）アの条件に該当すること。  
 なお、（ウ）、（オ）に規定する技術者には、構成員の技術者を含む。
- (オ) 代表者以外の構成員については、3（2）ア（カ）～（ソ）の条件に該当すること。
- (カ) 各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員もしくは S P C の構成員となることはできない。
- (キ) 単体企業での入札参加者と、共同企業体の構成員（代表者を含む）、S P C の構成員を重複することはできない。
- (ク) 構成員の変更について、参加資格確認申請書受付以降は、原則として認めない。

#### ウ S P C で参加する場合

- (ア) 入札参加者は2者以上の法人を構成員とする法人のグループとする。
- (イ) 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、代表企業は施工を担当するものとする。
- (ウ) 入札参加者は、構成員の企業名及びそれらのものが携わる業務について、参加表明書の提出時に明らかにするものとする。
- (エ) 本事業を実施するものとして選定された入札参加者は、構成員からの出資によりSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として、大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市内に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、市に対して、事前に書面で通知するものとする。
- (オ) SPCが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならない。
- (カ) 代表企業は、3（2）アの条件に該当すること。  
なお、(ウ)、(オ)に規定する技術者には、構成員の技術者を含む。
- (キ) 代表者以外の構成員については、3（2）ア（カ）～（ソ）の条件に該当すること。
- (ク) 構成員は、他の法人グループの構成員もしくは共同企業体の構成員、単体企業として重複して入札に参加できないものとする。
- (ケ) 構成員の変更について、参加資格確認申請書受付以降は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成企業等については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、追加及び変更を認めることがある。（様式5-2）

エ 入札参加者はすべて、5（4）に示す「大阪市PFI事業検討会議 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業」（以下「検討会議」という。）の座長、座長代理又はメンバーのいずれかが属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

オ 次のいずれかの関係に該当する企業は、他の法人グループの構成員もしくは共同企業体の構成員、単体企業として重複して入札に参加できないものとする。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

A 子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

B 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、Aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する

再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

A 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(A) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(B) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(C) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(D) 組合の理事

(E) その他業務を執行する者であって、(A) から (D) までに掲げる者に準ずる者

B 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

C 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 以下のいずれかに該当する2者の場合

A 組合（共同企業体を含む。）とその構成員

B 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

C 一方の会社等の市入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(エ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)から(ウ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 入札参加者はすべて、市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と前項に定める資本関係もしくは人的関係において関係がない者であること。

なお、本事業に係る市の業務に関与した者は次のとおりである。

(ア) 令和4年度 浄配水施設監視制御設備整備事業に係る民間活用手法の導入可能性調査業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ

再委託先：株式会社日水コン

(イ) 浄配水施設監視制御設備整備事業に係るアドバイザー業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ

再委託先：株式会社日水コン

(ウ) 浄配水施設監視制御設備整備事業再発注に係るアドバイザー業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ

#### 4 入札への参加手続き等

##### (1) 入札説明書等の公表日

令和8年4月28日(火)

##### (2) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等についての質問を次のとおり受け付ける。

###### ア 受付期間

(ア) 3 「入札参加者の構成及び参加資格要件」に関する質問等

(様式1-1-2)

令和8年4月28日(火) から令和8年5月19日(火) 午後5時まで。

(イ) 上記以外に関する質問等

(様式1-1-3～1-1-10)

令和8年4月28日(火) から令和8年6月16日(火) 午後5時まで。

###### イ 提出方法

提出書類を電子メールにより提出し、電子メールを送信した後に、電話により着信を確認すること。市は、電子メールによる提出以外の質問については、一切応じない。

なお、入札説明書等に関する質問書の文書形式は、Microsoft Excel (Windows 版、バージョンは2016で対応可能なもの) とすること。

###### ウ 提出書類

入札説明書等に関する質問書(様式1-1)

###### エ 提出先

第1.3「担当部局」あて

###### オ 回答方法

質問に対する回答は、市のホームページにおいて公表する。ただし、質問者名は公表しない。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると市が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(ア) 3 「入札参加者の構成及び参加資格要件」に関する質問等

公表日 令和8年5月29日(金) 予定とする。

(イ) 上記以外に関する質問等

公表日 令和8年7月9日(木) 予定とする。

なお、守秘義務対象資料等に関する質問に対する回答については、当該資料を配付した者全員に対し、電子メール又は郵送により回答する。

### (3) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出

#### ア 提出期間

令和8年4月30日(木) から令和8年6月16日(火) 午後5時まで。

なお、持参による提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

#### イ 提出方法

持参により提出すること。

#### ウ 提出書類

(ア) 参加表明書(様式3-1)

(イ) 構成企業等構成一覧表(様式3-2)

(ウ) 委任状(様式3-3)

(エ) 参加資格確認申請書(様式3-4)

(オ) 特定建設工事共同企業体協定書(共同企業体で参加する場合のみ)※1

(カ) 入札参加資格審査資料

単体企業においては下記A~M、R~Vの資料(必要に応じて下記N~Qの資料)、共同企業体又はSPCの構成員においては下記A~M、R~Vの資料(必要に応じて下記N~Qの資料)、施工を担当しない構成員は下記A、C~F、R~Vの資料(必要に応じて下記G、H、M、Qの資料)

なお、令和6~8年度本市入札参加有資格者名簿に登載されている場合はR~Vの提出を要しない。

A 入札参加制限に関する誓約書(様式3-5)

B 社会保険等に関する誓約書(様式3-6)

C 資本関係・人的関係等に関する調書(様式3-7)

D 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書(様式3-8)

E 大阪市税に関する誓約書(様式3-9)

F 大阪市税に関する調査に対する承諾書(様式3-10)

G 配置予定設計技術者の資格調書(様式3-11)

H 配置予定設計技術者の資格調書記載内容を証する資料

I 配置予定技術者調書(様式3-12)

J 配置予定技術者調書記載内容を証する資料

- K 許可業種全ての建設業許可申請書（副本）の写し（「経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）」及び専任技術者一覧表（様式第8号又は様式第1号別紙4））を添付
- L 施工実績調書及びその証明資料（様式3-13）
- M 災害時及び故障時等で6時間以内の配置確認調書について（様式3-14）
- N 主任技術者経歴書（様式3-15）
- O 健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（証明印が付されたもの）等加入を確認できる書類の原本（経営事項審査の総合評定値通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」又は「無」があり、その後、当該保険に加入した場合）※2
- P 雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理印が付されたもの）等加入を確認できる書類の原本（経営事項審査の総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」又は「無」があり、その後、当該保険に加入した場合）※2
- Q 領収証の原本（参加資格確認申請書提出期限日の属する月の前々々々月末日時点において納期が到来している大阪市税を参加資格確認申請書提出期限日以前2週間以内に納付した場合のみ）※2
- R 大阪府税（全税目）の納税証明書の写し（大阪府税及びその附帯徴収金に未納額のないことの証明書。発行日より3カ月以内のものに限る。）※2
- S 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3様式）の写し（発行日より3カ月以内のものに限る。）
- T 大阪市使用印鑑届（様式3-16）
- U 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（原本）
- V 大阪市営業所所在地等報告書（様式3-17）

※1 様式3（参考資料）を基に本事業用に加筆修正し作成すること。

※2 原本については、本市において写しを取った後返却する。

## エ 提出先

第1.3「担当部局」あて

### （4）入札参加資格確認結果の通知

参加資格確認書類の提出期間の最終日である令和8年6月16日（火）を参加資格確認基準日とし、本事業の参加資格の確認を行う。

なお、当該確認結果については、参加表明書等の提出のあった者に対して令和8年6月30日（火）に電子メールにより通知する。

### （5）関連資料の配付

入札参加資格確認結果において、本事業への入札参加資格を認めた者に対して、関連資料を配付する。配付を受けた資料は本事業にのみ使用するものとし、本資料より知り得た情報について7（7）に示す守秘義務を負うものとする。

ア 配付日

入札参加資格審査結果の通知日から令和8年10月9日（金）午後5時まで。

イ 配付方法

担当部局での受取りとする。

ウ 関連資料

(ア) 取合い関連資料

(イ) 機械関係資料

(ウ) 電気関係資料

(エ) 建築関係資料

(オ) その他

**(6) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明**

(4) の入札参加資格確認結果として、入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について、書面により、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期間

入札参加資格確認結果の通知日から令和8年7月10日（金）午後5時まで。

なお、持参による提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

イ 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

ウ 提出書類

特に様式は定めない。

エ 提出先

第1.3「担当部局」あて

オ 回答方法

本申出者に対して、令和8年7月22日（水）までに市から電子メール又は郵送により回答する。

**(7) 現場確認**

入札参加資格確認結果において、本事業への入札参加資格を認めた者は現場確認（既設設備の完成図書閲覧を含む。）を実施することができる。現場確認を希望する場合は、現場確認に対する申込書を提出すること。市は申込書受領後、日程等の詳細については、申込書に記載のメールアドレスに連絡する。

ア 申込期間

参加表明書の提出日から令和8年7月3日（金）午後5時まで。

イ 提出方法

電子メール又は郵送により提出すること。

ウ 提出書類

現場確認及び運用状況に関するヒアリング申込書（様式4-1）

エ 提出先

第1.3「担当部局」あて

オ 現場確認期間

令和8年7月13日（月）から令和8年10月9日（金）午後5時まで。（予定）

日程等の詳細については、市において調整を行った後に申込書に記載のメールアドレスに連絡する。上記期間中において、現場確認回数の上限は定めない。ただし、現場の作業状況等により、希望日に現場確認を実施できないことがある。現場確認の実施は、午前9時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く日を基本とするが、現場の作業状況等との調整の結果によっては、休日となる場合がある。

また、要求水準書「第3設計及び施工に関する事項 2設計及び施工に関する要求水準（1）設計に関する要求水準 ア共通事項（オ）」に示す運用状況に関して、市に対して2回（1回あたり約3時間）を上限として、ヒアリングを実施することができる。なお、ヒアリングの詳細については、別途連絡する。

カ 質問の受付及び回答

現場確認（（5）関連資料含む）についての質問を次のとおり受け付ける。

（ア）受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）午後5時まで。

（イ）提出方法

提出書類を電子メールにより提出し、電子メールを送信した後に、電話により着信を確認すること。市は、電子メールによる提出以外の質問については、一切応じない。

なお、現場確認等に関する質問書の文書形式は、Microsoft Excel（Windows版、バージョンは2016で対応可能なもの）とすること。

（ウ）提出書類

現場確認等に関する質問書（様式1-1-11）

（エ）提出先

第1.3「担当部局」あて

（オ）回答方法

質問に対する回答は、現場確認実施者全員に対して、令和8年9月11日（金）（予定）までに市から電子メール又は郵送により回答する。ただし、質問者名は公表しない。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると市が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

（カ）その他

現場確認及び技術提案書等の作成過程において、入札説明書等についての質問を必要に応じて受け付ける。なお、受付方法等の詳細については、申込書に記載のメールアドレスに連絡する。

#### (8) 入札説明書等に関する意見交換の実施

市は、入札説明書等に関して、記載内容の解釈や認識を合わせることにより、提案内容に係る要求水準の未達を防止することを目的として、入札参加資格を認めた者を対象に、次のとおり対面による意見交換を実施する。

なお、市は、入札説明書等の入札の条件に関する交渉等については一切応じない。

##### ア 受付期間

入札参加資格審査結果通知日の翌日から令和8年7月31日（金）午後5時まで。

##### イ 提出方法

電子メール又は郵送により提出すること。

##### ウ 提出書類

意見交換申込書（様式4-2）

##### エ 提出先

第1.3「担当部局」あて

##### オ 意見交換の実施期間

意見交換の日時等については、対象者に別途通知する。

なお、意見交換については、原則1回（最長3時間程度）を予定している。

##### カ 意見交換内容の取扱い

意見交換の結果については、入札参加者の名称やノウハウ、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、原則、非公表とする。

ただし、入札説明書等の定義や解釈に関するもの、提案書の作成において補足が必要なもの並びに入札の公平性、透明性及び競争性の確保に関わるものについては、市は、意見交換参加者に対して書面により回答を提示する。

回答予定時期 令和8年9月

## 5 事業者の選定手続き等

### (1) 技術提案書の提出

入札参加者は、次により技術提案書等（以下「入札提出書類」という。）を提出すること。  
入札提出書類の作成に関する詳細は提案書作成要領に示す。

##### ア 提出期間

令和8年10月13日（火）から令和8年10月23日（金）午後0時15分まで。

なお、提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

##### イ 提出方法

持参により提出すること。

ウ 提出書類

- (ア) 技術提案書に関する誓約書（様式Ⅰ－１）
- (イ) 要求水準に関する誓約書（様式Ⅰ－２）
- (ウ) 要求水準書に関する技術提案書（様式Ⅱ－１～９）
- (エ) 要求水準確認チェックリスト（様式Ⅱ－１０）
- (オ) 総合評価に関する技術提案書（添付書類含む）（様式Ⅲ－１～１５）
- (カ) 参考見積書（様式Ⅳ－１～３）

エ 提出先

第 1.3 「担当部局」あて

**（２）技術対話の実施**

技術対話は、市と入札参加者が要求水準及び総合評価に関する技術提案の内容に関して共通の認識を持つことを目的に、入札参加者から要求水準及び総合評価に関する技術提案について説明を受け、提案内容の確認、改善に関する対話を行う。市からは、要求要件や施工条件を満たさない事項について指摘し、実現性や安全性等を確認するための不足資料の提出の要請、技術提案書の改善の要請を行う。

改善案の提出は、市が指摘した事項で提出者が応じる場合及び提出者自らによる改善提案事項で市が同意した場合に行う。また、市は必要に応じ参考見積書に関するヒアリングを行い、追加資料の提出を求める。

なお、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月施行）」第 17 条に基づき、契約締結後に技術対話の概要を公表する。

ア 実施日

令和 8 年 12 月上旬（予定）とする。

イ その他

技術対話の日時及び時間は別途連絡する。

なお、出席者は 10 名までとする。

**（３）技術提案書の改善案**

技術対話の後、技術提案書等の改善案の提出を受け付ける。提出にあたっては、改善箇所が分かるようリストを作成のうえ提出すること。

ア 提出期間

令和 9 年 1 月 14 日（木）から令和 9 年 1 月 20 日（水）午後 5 時まで。

なお、提出の受付は、午前 9 時から午後 0 時 15 分及び午後 1 時から午後 5 時までとし、大阪市の休日を守る条例第 1 条に掲げる本市の休日を除く日とする。

イ 提出方法

持参により提出すること。

ウ 提出書類

- (ア) 技術提案書に関する誓約書（改善案）（様式Ⅰ－１）
- (イ) 要求水準に関する誓約書（改善案）（様式Ⅰ－２）
- (ウ) 要求水準書に関する技術提案書（改善案）（様式Ⅱ－１～９）
- (エ) 要求水準確認チェックリスト（改善案）（様式Ⅱ－１０）
- (オ) 総合評価に関する技術提案書（添付書類含む）（改善案）（様式Ⅲ－１～１５）
- (カ) 参考見積書（改善案）（様式Ⅳ－１～３）

エ 提出先

第 1.3 「担当部局」あて

**（４）大阪市 P F I 事業検討会議の開催**

市は、落札者の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、検討会議において意見聴取を行うこととする。

＜大阪市 P F I 事業検討会議 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業＞

役 職	氏 名	職 業 名
座 長	上善 恒雄	大学教授
座長代理	水上 啓吾	大学教授
メンバー	高島 康徳	公認会計士
メンバー	竹山 直彦	弁護士
メンバー	花川 典子	大学教授

なお、本事業に参加しようとする者やそれと見なせる団体等が、委員に対して、本事業に関する情報収集等のために、実施方針（案）の公表時点から本事業の落札者公表日までの間、電話や訪問等により接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

**（５）技術提案書の入札参加資格確認結果の通知**

提出された技術提案書について、要求水準確認チェックリストの各項目に基づき審査し、その採否を通知する。

なお、要求水準を満たさなかった者は入札に参加することが出来ない。

ア 通知日

令和 9 年 2 月 25 日（木）

イ 通知方法

電子メールにより通知する。

**（６）技術提案書の採否に対する理由の説明**

要求水準を満たさず、入札に参加することができない旨の通知を受けた者は、その理由

について、次により説明を求めることが出来る。

ア 提出期間

技術提案書の入札参加資格確認結果の通知日から令和9年3月12日（金）午後5時まで。

イ 提出方法

簡易書留郵便により提出すること。

ウ 提出書類

特に様式は定めない。

エ 提出先

第1.3「担当部局」あて

オ 回答方法

本申請者に対して、令和9年3月31日（水）までに電子メールにより回答する。

### （7）予定価格

市が確保している予算の範囲内で提出された技術提案書のうち技術審査に適合したものの中から、最も技術評価点の高い技術提案書及び最も評価値の高い技術提案書を選定し、最も高い技術評価点から、最も評価値の高い技術提案書の評価値と同一の評価値となる価格を算出し、これを予定価格とする。

なお、評価値の算出方法については、「落札者決定基準」第6.2 総合審査に示す算定式（除算方式）に準じ、入札価格を参考見積価格に読み替えて算出する。

また、参考見積価格については、積算基準による確認を行い、内容に疑義がある場合は積算基準を用いた価格とする場合がある。確認に使用する積算基準は、「令和7年度 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）」、「機械・電気設備工事等積算基準（2026年4月）（大阪市水道局）」、「水道施設維持管理積算要領（平成30年12月）（日本水道協会）」等を適用する。

### （8）入札書の提出

入札参加者は、入札書等を次により提出すること。提出書類は無地封筒（角型2号）に入れ、糊付け、割印し、表に入札参加者又は入札参加者の代表企業の企業名、代表者名を記載し、代表企業の実印を押印のうえ、提出すること。

なお、一旦提出された入札書は書換え、引換え又は撤回することができない。

ア 提出日時

開札日とし、詳細については、別途連絡する。

イ 提出方法

持参にて提出すること。

ウ 提出書類

（ア）入札書（様式7-1）

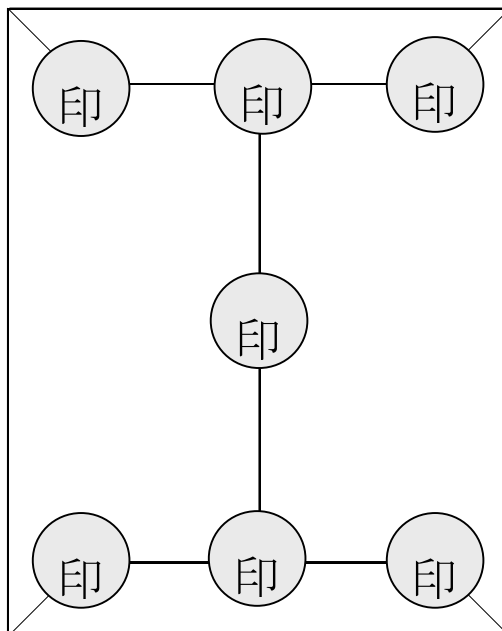
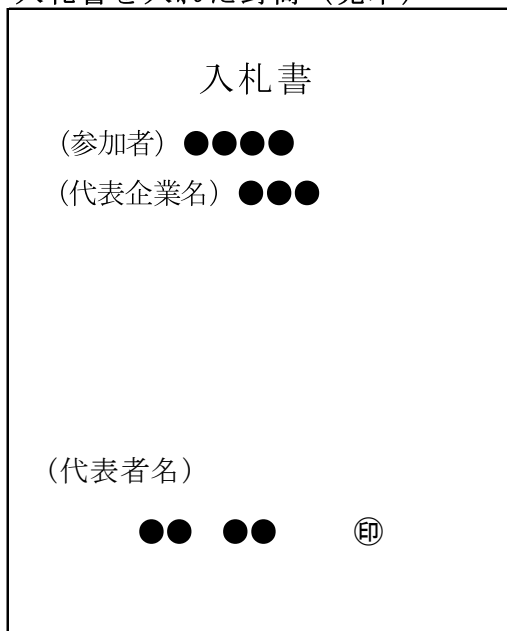
（イ）事業費内訳書（様式7-2）

エ 提出先

大阪市水道局総務部管財課 入札室

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

入札書を入れた封筒（見本）



(9) 開札の日時及び場所

市は、開札を次により行い、入札価格が予定価格を超えていないこと及び7（13）の価格による失格基準に該当しないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合又は7（13）の価格による失格基準に該当する場合、当該入札参加者を失格とする。

なお、本入札については、入札参加者が1者であった場合でも執行するものとする。

ア 開札日時

令和9年3月24日（木） 午前10時（予定）

イ 開札場所

大阪市水道局総務部管財課 入札室

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

ウ 再度入札の実施

開札の結果、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合（落札候補者がいないと判断された場合）は、再度入札を行う場合がある。

エ 再度入札の方法

(ア)再度入札書受付日は、開札日の7日後（大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く。）とし、詳細については、別途連絡する。再度入札ですべての入札

参加者の入札価格が予定価格を超える場合は、2回目以降の再度入札を行う場合がある。その際は、市は、入札参加者に別途通知する。

(イ) 再度入札の開札予定日時は、再度入札受付日の午前10時（予定）とする。

(ウ) 再度入札の方法については、別途通知する。

#### (10) 落札者の決定

市は、入札参加者からの技術提案書について、あらかじめ定めた「落札者決定基準」に基づき総合的に評価し、検討会議において意見聴取を行ったのち、落札者を決定する。

なお、落札者の入札が低入札価格調査基準価格を下回る場合には、7（12）に示す調査を行う。

#### ア 落札者の決定時期

令和9年6月上旬予定とする。

#### (11) 審査結果の公表

市は、検討会議の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、ホームページにおいて公表する。

#### (12) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、入札参加がない、又は本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると評価された提案がない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合、市は、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、市はその旨を市のホームページ等への掲載、その他適宜の方法により公表する。

### 6 落札者決定後の手続き

#### (1) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づく届出及び審査への対応について

市は、厚生労働省（現在は国土交通省に事務移管）により、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）の特定社会基盤事業者として指定されている。（令和5年11月16日付）（<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001737488.pdf>）

本事業のうち、浄水施設の監視制御設備について、経済安全保障推進法第50条第1項及び第91条の規定に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年厚生労働省令第103号））第1条に示す特定重要設備に該当し、審査の対象となるため、落札者は導入等計画書に記載が必要となる事項について落札者決定後、速やかに提出すること。

なお、事業所管大臣による導入等計画書の審査の結果、必要な措置を講ずること等が勧告された場合には、速やかに更なるリスク管理措置の実施や構成設備の供給者の変更等を行うこと。

これら変更等の対応によっては、市は、契約相手方としない可能性がある。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、落札者決定基準に示す評価値が最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とし、上記手続きを行うことができる。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第3.7(12)に示す低入札価格調査を行う。

また、特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受けられる場合がある。そのため、落札者は、落札・契約後であっても、特定社会基盤事業者から追加的な対応が求められる可能性があるほか、他に手段がないときは契約解除をされる可能性がある。

※入札説明書の公表以降に、国から経済安全保障推進法に関するガイドライン等の文書が更新されたり追加で示されたりした場合にはその内容に従うこと。

## **(2) 基本協定の締結**

落札者がSPCを設立する法人グループの場合、入札公告時に示す基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

落札者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、落札者決定基準に示す評価値が最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とし、上記6（1）の手続きを行うことができる。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第3.7(12)に示す低入札価格調査を行う。

なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

### **ア 基本協定の締結時期**

令和9年9月中旬予定とする。

## **(3) SPCの設立**

落札者がSPCを設立する法人グループの場合、基本協定締結後、SPCとして、会社法に規定する株式会社を大阪市内に速やかに設立し、市に、SPCにかかる商業登記簿謄本を提出しなければならない。

当該SPCに出資する者は、議決権を有するSPCの普通株式については、事業契約が終了するまでを保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、本事業期間中はSPCの本社所在地を大阪市外に移転させないものとする。

#### (4) 落札者による事前準備行為

落札者は、SPCの場合における株式会社の設立や事業契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

#### (5) 事業契約の締結

市と落札者は、事業契約を締結する。落札者がSPCを設立する法人グループの場合、基本協定書（案）に基づき、SPCと事業契約を締結する。なお、市は契約書（案）の修正については、原則として応じない。

なお、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### (6) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。事業者は、次のアからイまでに示す契約保証金を納付するものとする。

- ア 設計・施工期間中の契約保証金は、設計業務及び施工業務に係る対価の100分の10以上とする。
- イ 維持管理期間中の契約保証金は、維持管理業務に係る対価の100分の10以上とする。  
ただし、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする上記の契約金額相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。契約保証金に関する詳細は、別途、契約書（案）に示す。

#### (7) 事業計画書（案）の提出

落札者は、技術提案書に基づき、全体事業計画書（案）及び初年度の単年度事業計画書（案）を作成し、モニタリング基本計画に示す期限までに市へ提出しなければならない。その他、事業計画書の詳細については、モニタリング基本計画等に示すとおりである。

### 7 入札参加にあたっての留意事項

#### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾のうえ、参加すること。

#### (2) 入札参加に係る費用

参加資格確認書類、入札提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て入札参加者の負担

とする。

### (3) 公正な入札参加の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

なお、後日、同法に抵触する事実が判明した場合には、市は入札参加資格の取消等の措置をとることがある。

### (4) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (5) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

#### ア 提出期間

参加表明書の提出日以降、令和 9 年 1 月 20 日（水）午後 0 時 15 分まで。

なお、持参による提出の受付は、午前 9 時から午後 0 時 15 分及び午後 1 時から午後 5 時までとし、大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日を除く日とする。

再度入札を行う場合は、別途辞退届を受け付けるが、詳細については別途通知する。

#### イ 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

#### ウ 提出書類

入札辞退届（様式 5-3）

#### エ 提出先

第 1.3 「担当部局」あて

### (6) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札参加に関して、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (7) 守秘義務対象資料等の配付

市は、本事業への入札の検討にあたって、技術提案書等の作成に関する情報を示した資料（以下「守秘義務対象資料等」という。）を次のとおり配付する。ただし、申込者が本事業への入札検討に使用しないと判断した場合には資料を提供しない場合がある。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づく守秘義務の範囲は、市が開示する資料全てに及ぶものとする。

- ア 対象者  
本事業への入札を検討している民間事業者
- イ 受付期間  
入札公告日から令和8年5月29日（金）午後5時まで。
- ウ 申込方法  
提出書類を電子メールにより送信した後、電話により着信を確認すること。  
なお、提出書類原本については、守秘義務対象資料等の受取りの際に、持参すること。
- エ 提出書類  
(ア) 関心表明書兼資料配付申込書（様式2-1）  
(イ) 守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2-2）
- オ 提出及び受取先  
第1.3「担当部局」
- カ 配付方法  
守秘義務対象資料等は、電子メールにより配付を行う。また、守秘義務対象資料等の追加又は修正が生じた場合は適宜配付する。
- キ 守秘義務対象資料等の破棄  
守秘義務対象資料等の配付を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、使用を終えた時点で責任をもって当該資料を破棄し、「配付を受けた資料の破棄報告書（様式2-3）」に必要事項を記入及び捺印し、原本を担当部局まで速やかに郵送又は持参すること。

## （8）提出書類の取扱い

- ア 著作権  
入札参加者が提出した技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、当該入札参加者に確認のうえ、その一部又は全部を無償で使用できる。また、市は、落札者以外が市に提案した内容については、5（11）審査結果の公表以外の目的には使用しない。
- イ 特許権等  
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。
- ウ 複数提案の禁止  
入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。
- エ 入札提出書類の変更の禁止  
本入札説明書で認めている場合を除き、入札提出書類の変更はできない。
- オ 提案内容の矛盾

技術提案書における文言等による記載内容と、指示図面又はイメージ図その他記載内容等の間において矛盾がある場合は、市の解釈によるものとする。

カ 提案内容の履行義務

落札者が、事業者選定において、技術提案書により市へ提案した内容については、落札者はこれを履行する義務を負う。

なお、提案内容に関する第3.5(2)技術対話の実施において、質問に対し回答した内容についても同様に扱う。

キ その他

提出された入札参加資格審査資料、根拠資料及び技術提案書等は返却しない。

**(9) 市からの提供資料の取扱い**

入札参加者（入札を辞退した者を含む。）は、市が提供する一切の資料については、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

**(10) 入札の無効**

次のいずれかに該当する場合、入札を無効とする。

ア 大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第26条第1項各号の一に該当する入札

イ 5(1)の提出期限までに技術提案書を提出しない者の入札

ウ 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合

(ア) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(イ) 提出した入札書に入札価格の記載がない場合又は入札書に記載の入札価格と事業費内訳書に記載の事業費が異なる場合

エ 入札参加者の構成員等が、開札時から落札者の決定までの間において次のいずれかに該当した場合

(ア) 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

(イ) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

(ウ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

(エ) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合

オ 3(2)オに定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

**(11) 入札の中止**

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。入札参加者の談合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行

できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

なお、中止等の場合において、書類作成等のために入札参加者がその時点までに費やした費用は、全て入札参加者の負担とする。

## (12) 低入札価格調査

ア 落札者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、落札決定を保留し、低入札価格調査を行う。

イ アによる入札者に対して別途定める低入札価格根拠資料（以下「根拠資料」という。市指定様式。）の提出を求める。根拠資料については、入札結果の公表日の翌日から起算して3日後（市における執務の休日を除く。）午後5時までに担当部局へ持参すること。

ウ 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、落札者決定基準に示す評価値が最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、低入札価格調査を行うものとし、根拠資料の提出を求める。提出については市の指示に従うこと。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

エ 本事業の低入札価格調査は、「大阪市水道局工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」に準じて、下記のとおり実施する。

なお、調査基準価格を算出する際の価格の端数については、1,000円未満を切り捨てて処理する。

調査基準価格は、予定価格のうち、設計業務費、施工業務費及び維持管理業務費それぞれの構成費用を、下表のとおり割り振り、オに基づき算出する。

調査基準価格 にかかる項目	各費用における工種		
	設計業務	施工業務	維持管理業務
直接経費	直接人件費 直接経費※ ※その他を除く	機器費 (一般管理費を除く)	直接業務費 直接経費 技術経費 薬品等調達費 関連業務委託費
		材料費	
		労務費	
		直接経費	
		複合工費	
		仮設費	
発生品処分費			
共通仮設費	—	共通仮設費	—

現場管理費	その他原価	現場管理費	間接業務費
		据付間接費	
		設計技術費	
一般管理費等	一般管理費等	一般管理費 (機器費の一般管理費を含む)	諸経費

オ 次に掲げる額の合計額に 10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額 (a) とする。

ただし、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の 9.4 を乗じて得た額 (b) を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 9.4 を乗じて得た額 (b) に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額 (c) とし、予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額 (d) に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額 (d) に 1 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額 (e) とする。また、SPCで参加する場合の経費については、その全額を事業費の一般管理費等に算入するものとする。

- (ア) 事業費の直接経費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (イ) 事業費の共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (ウ) 事業費の現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (エ) 事業費の一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

なお、低入札価格根拠資料作成要領及び根拠資料は別添資料のとおりとする。

### (13) 価格による失格基準

ア 価格をもって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、そのものを落札者とししないものとする価格による失格基準を設ける。

イ 失格基準価格は、予定価格のうち、設計費、工事費及び維持管理費それぞれの構成費用を、第 3. 7 (12) エに示す表のとおり割り振り、ウに基づき算出する。

ウ 次に掲げる額の合計額とする。また、SPCで参加する場合の経費については、その全額を事業費の一般管理費等に算入するものとする。失格基準価格を算出する際の価格の端数については、1,000 円未満を切り捨てて処理する。

- (ア) 事業費の直接経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (イ) 事業費の共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- (ウ) 事業費の現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- (エ) 事業費の一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

### (14) その他

この入札説明書に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。

なお、入札参加資格確認結果通知後、補足する事項がある場合は、入札参加資格を認めたものに別途通知する。

#### **第4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

##### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

##### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、必要に応じて、これらの支援を事業者が受けることができるように協力する。

##### **3 その他の措置及び支援に関する事項**

市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。